

スウェーデン法令全書

SFS 2016:858

2016年8月30日 発行

遺伝資源及び伝統的な知識の利用に関する命令

2016年8月18日 発令

政府は以下を命令する。

第1条 本命令は以下を補足する

1. 欧州連合内での遺伝資源の取得の機会及びその利用から生ずる利益の公正かつ衡平な配分に関する名古屋議定書中の利用者の遵守に関する措置についての、2014年4月16日付の欧州議会及び理事会規則(EU) No 511/2014、及び
2. コレクションの登録簿、利用者による遵守のモニタリング及び最良の実例に関する、欧州議会及び理事会規則 (EU) No 511/2014の実施のための規則を詳細にわたり定めた2015年10月13日付の委員会実施規則 (EU) No 2015/1866。

第2条 本命令は以下に基づいて告知されている

- 第7条第2段落に関しては、環境法第8章第6条、及び
- その他の規定に関しては、統治組織法第8章第7条

行政機関の責任

第3条 欧州連合規則 (EU) 511/2014第6条1項に基づき、環境保護庁は権限ある当局である。

仲介機関及び国の権限ある当局への連絡に関する第7条2項及び第7条3項、欧州連合規則 (EU) No 511/2014第7条4項、第7条5項、第9条、第10条1項及び第12条 c、並びに欧州連合規則 (EU) No 2015/1866第7条1項及び第7条2項に基づく権限ある当局としての環境保護庁の責任は、環境法第8章第5条第2段落で述べているような伝統的な知識にも適用される。

第4条 環境保護庁は

1. 欧州連合規則 (EU) No 511/2014の第13条に基づく補完的な措置を講じなければならない。
2. 欧州連合規則 (EU) No 511/2014第15条の示す協議フォーラムにおいてスウェーデンを代表しなければならない。
3. さらに、以下に基づきスウェーデンの報告義務を担当する。
 - a) 欧州連合規則 (EU) No 511/2014第16条及び、
 - b) 名古屋議定書を実施するために行われた措置であって、欧州連合規則 (EU) No 511/2014第16条に基づく報告義務のある措置以外のものに関して、遺伝資源の取得の機会及びその利用から生ずる利益の公正かつ衡平な配分に関する名古屋議定書の第29条。

コレクションの登録簿

第5条 欧州連合規則 (EU) No 511/2014第5条2項に基づき、コレクションの登録に関する申請書は環境保護庁に提出しなければならない。

第6条 環境保護庁は欧州連合規則 (EU) No 511/2014第5条2項に基づき、コレクションの登録に関する申請書を審理する。

申告義務

第7条 欧州連合規則 (EU) No 511/2014第7条2項には遺伝資源又はそのような資源に関連する伝統的な知識を利用する者の義務に関する規定がある。欧州連合規則 (EU) No 2015/1866第5条1項から第5条3項には、そのような資源又は知識の利用を目的とする研究費用を受け取る者の義務に関する規定がある。

欧州連合規則 (EU) No 511/2014、第7条2項及び欧州連合規則 (EU) No 2015/1866第5条1項から第5条3項中に示される義務は、環境法第8章第5条で記述しているような伝統的な知識を利用する者にも適用される。

監督及び費用

第8条 監督に関する規定は、環境法第26章及び環境監督規則（2011:13）第2章

9a条にある。

費用に関する規定は環境法に基づく審理及び監督の費用に関する規則
(1998:940) 第7章4a条にある。

罰則及び実行

第9条 罰則及び没収に関する規定は環境法第29章にある。

上告

第10条 土地・環境裁判所への上告に関する規定は、環境法第19章第1条第3段落にある。

本命令は2016年10月1日に発効する。

政府代表

カロリーナ・スコーク

エーゴン・アブレスパル
(環境・エネルギー省)